

総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会

《大正区》

■日 時：平成28年12月19日(月) 18:30～20:37

■場 所：大正区民ホール

(司会)

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者をご紹介します。

吉村大阪市長です。

松井大阪府知事です。

筋原大正区長です。

続きまして、事務局をご紹介します。

手向副首都推進局長です。

本日の制度説明を務めます副首都推進局制度企画担当部長の水守です。

私は、本日司会進行を務めさせていただきます副首都推進局住民対話担当課長の水野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

後ほど吉村市長よりご挨拶と説明がございますが、まずは開催に当たりまして副首都推進局長の手向より本説明会の開催趣旨を申し上げます。

(手向副首都推進局長)

副首都推進局長の手向でございます。きょうはよろしく願いいたします。

本日は、大変皆さんお忙しい中にもかかわらず、総合区と特別区に関する意見募集・説明会に、これにご参加いただきまして、本当にありがとうございます。後ほど吉村市長からこの説明会を開催するに至りました背景ですとか、大阪における改革の必要性といったことについて説明がございますので、私から簡単に説明会の開催趣旨を冒頭申し上げさせていただきますと思います。

今、大阪府と大阪市では副首都大阪、これを実現していこうという取り組みを進めております。そして、この副首都をつくっていく場合に、この行政機構というのはどのような形のもが市民の皆様、そして大阪の発展にとってふさわしいかということを検討してまいりますために、大阪府と大阪市でことしの4月に共同の組織として、私ども副首都推進局というのが設置されました。ここで大都市制度について今検討しているところでございます。この大都市制度をより検討内容を深めてまいりますためには、ぜひ市民の皆様から直接意見をお伺いしたいということで、この会を催しさせてもらっています。今後、皆様方の意見を踏まえて制度づくりに反映させていきたいと考えているところでございます。

本日の意見募集・説明会は、これは大阪市が行政として開催しているものでございます。そのため制度、今回の場合でしたら大都市制度と関係のないご発言でありますとか、政治的な主張といったことについては、この場ではご遠慮をいただきたいというふうに思っております。本日の説明会はかなりちょっと専門的な言葉も出てくるので難しい内容も入っ

ておりますが、できるだけ丁寧な説明をしてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

冒頭、以上です。

(司会)

続きまして、筋原大正区長よりご挨拶申し上げます。

(筋原大正区長)

皆様、こんばんは。大正区長の筋原です。日ごろは市政、区政各般の推進に格別のご支援、ご協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。また、本日はお寒い中、夜のお忙しい時間帯にかかわりませず、総合区・特別区の新たな大都市制度に関する意見募集・説明会にお越しをいただきまして、まことにありがとうございます。

本説明会のテーマであります新たな大都市制度につきましては、今後のまちの活性化や住民サービスなど、区のあり方がどうなっていくのかを考えるについて大変重要なテーマになると考えるところでございます。

大正区におきましては、おきナニワんProjectでの与那原の大綱曳の実施でありますとか、尻無川河川広場での特区指定を受けて行いましたTaishoリバービレッジなど、大規模集客事業による区のイメージアップに取り組んでまいりました。加えて、イベントのときだけでなく、日常生活そのものを楽しくする取り組みといたしまして、古い空き家を改修して新しい事業をしたい若い人を呼び込むというリノベーションの手法も導入いたしまして、駅前から新しい店舗も増えてきているところでございます。また、URの都市機構さんや大正内港に昨年本社を移転してくれました輸入壁紙販売会社のフィルさんとも提携をしまして、URの千島団地、2,236戸の巨大団地でございますけれども、ここを丸ごとどの部屋も内装を好きにつくり変えることができ、出るときには元に戻さなくてもよいというDIYの可能住宅にするという全国初の取り組みのタイショウ・アップ・プロジェクトもスタートして、若いクリエイティブな人たちを呼び込もうとしているところでございます。

まちの実情に応じまして、地域の皆さんに近いところで施策を考えて、サービスを充実させるといいうゆるニア・イズ・ベターの考え方に沿いまして、大正区の特色であります川と海に囲まれた水辺空間の魅力、また、ものづくりの伝統と技術力、沖縄と大阪の融合した文化、こういう魅力を生かしまして、大正区にしかない独自の魅力を公民連携で力を合わせましてつくり出して、まちの課題解決に進めているところでございますが、これらのまちのさまざまな課題の解決が新たな大都市制度でどのようになっていくのか、そういう視点もお持ちをいただきながら、本日の説明をお聞きをいただきまして、また、行政用語などのわかりにくいところがございますたらご遠慮なく質問をいただきまして、皆さんから忌憚のないご意見をいただければと思っております。どうぞよろしく願いを申し上げます。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして、私から簡単にご説明させていただきます。

まず、吉村市長より大都市制度改革の必要性についてご説明し、引き続きお手元の資料に沿いまして事務局よりご説明いたします。ここまでで約1時間程度を見込んでおります。その後、皆様より説明内容に対するご意見やご質問をお受けいたします。

なお、お手元に意見用紙を配付させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口付近で回収いたしますので、こちらにもぜひご意見を記入していただきますようお願いいたします。

それでは、早速説明に移らせていただきます。吉村市長、お願いいたします。

(吉村大阪市長)

皆さん、こんばんは。市長の吉村です。

きょうはこの12月の師走の本当に皆さんお忙しいときに、しかもこの夜の時間帯にこの制度説明会、意見募集会に参加くださいます。本当にありがとうございます。感謝申し上げます。

きょうの説明はですね、ちょっと制度なのでわかりづらいと思われるところがあるかもしれませんので、できるだけわかりやすく説明したいと思います。政策だとわかりやすいんです。例えばきょうもちょうと役所ではやってきたんですけれども、待機児童ね。大阪は待機児童が増えているけどどうしようかと、そういうのは非常にわかりやすい。学校どうしようか、地下鉄どうしようか、一個一個の政策というのは非常にわかりやすいんですけれども、制度になるとちょっとわかりにくいところがあります。でも、僕は思うんですけれども、大事なところは、この政策を実行していく組織、主体というのはまさにこれは制度の仕組みになりますから、ここの屋台骨というか、どういった制度、仕組みがこれからの大阪にとって必要なのかということは物すごく大事なことだと思っています。ですので、きょうは皆さんにですね、忌憚のないご意見をお伺いしたいというふうに思います。

それから、きょうはちょっと政治集会じゃありませんので、どっちかの制度を選んでくださいとか、そういうものではないですけれども、僕が思うのはやっぱり大阪の将来も考えたときに、大都市の制度の改革というのは必要じゃないかと。どんな制度の種類があるのかな、これはどうなのかな、そういったところをぜひ皆さんに知っていただけたらなと思いますし、また、疑問点があればお尋ねいただきたいなと思います。

詳細の制度の説明については、担当の部局からこの資料をもとに説明しますが、私からは、なぜ今、大都市制度改革が必要なんですかということをお話しさせていただきますと思います。

まず、少しちょっと振り返っていただきまして、去年の5月17日の話です。皆さん覚えていらっしゃると思います。去年の5月17日、住民投票を行いました。その住民投票の中身としては、大阪市、これを5つの特別区に再編するというまさにその制度、大都市にふさわしい制度を実現しようということで、5月17日に住民投票を行いました。目的としては2つです、大きくは2つ。

1つは、住民自治を拡充していこう。どういうことかということ、今、僕が市長として1人でこの270万都市の医療とか教育とか福祉とか、住民の皆さんに身近なことをやっています。こういったことをですね、5つの特別区を再編して、そして区長にやってもらおうと、区長を選挙で選ぼうと。できるだけ身近なですね、区長を選挙で選べるような、そんな

な仕組みにしていきたいと思います、住民自治を拡充していこうというのが1つの目的でした。

もう一つが大阪市と大阪府の広域機能、これを役割分担をはっきりさせて大阪府に一元化させていこうというものです。これは今、松井知事、それから僕とがですね、それぞれやっています。実は大阪市長も知事もそれぞれ大阪の成長戦略という広域的な話、広域的な経済どうすんの、道路どうすののと、そういったものについては、私は市内の権限を持っているし、知事は市域外の権限を持っていると。つまりそこで二重行政が生じているというようなところ、リーダーが2人いるような存在についてですね、これは一つにやっていったほうがいいんじゃないか。今、小池さんが東京都知事で一生懸命やってはりますけれども、広域機能についてはリーダーを一元化していくべきじゃないか、そういった2つの目的を達成したいということで、この特別区設置の住民投票を行いました。結果、皆さんご承知のとおり、賛成が69万票、反対が70万票と0.8ポイントの差ですけれども、反対が約1万票上回りました、反対多数となって否決となりました。ですので、5月17日の特別区の案というのは、これはバツになったということです。

ただそうはいつでも、大阪のこの大きな課題についてはなかなかまだ解決していないよねということで、私も知事も大阪の課題解決に向けて特別区、5月17日バツになったけれども、特別区の修正する案というのをつくらせてほしいと、もう一回それを挑戦させてほしいということを訴えさせていただきました。そして私も知事も誕生してですね、今、副首都推進局というところで議論をしているということでもあります。

大阪は何が問題なのというところなんです、まず一つ大きくありますのは、人口の減少、これが超高齢化社会、これが物すごく進んでいっています。特に大阪の場合は単身の高齢者が増えていっているという、そういう傾向にあります。それからもう一つは、東京に完全に一極集中になっていっている、大阪が低迷している、片や。大阪が東西二極の一極を担う副首都大阪、これを目指していかなきゃいけないんじゃないのかという問題意識です。

一つはですね、ここにありますけれども、大都市大阪として再生して日本の政治を牽引していく、必要な都市機能を強化して二重行政を解消していく、こんな目的、これを実現する必要があるんじゃないかというのが一つ。もう一つは、人口減少です。ですので、ほっておけば税収も下がってきます。財源というのも天から降ってくるものでない。であるならば、限られた財源で市民の皆さんに最適な住民サービスを実現していくべきじゃないか。住民の皆さんに身近なところで住民サービスというのを決定できる仕組みというのをつくっていくべきじゃないか。いわゆる住民自治の拡充、この2つの大きな課題が大阪にあるんじゃないかという問題意識を持っています。

少し数値をもって見ていきますが、人口の動向です。これ上が東京、そしてこの赤が大阪府、これが愛知県です、緑が。それぞれ大阪府も人口が増加していっていますが、これは今ですよ、今。この横軸については大体、これは1965年ですからかなり長い年月で見えています、ここが2040年。ここが今現在です。現在を見ますと、東京について徐々に徐々に下がっていきます、東京も。愛知も下がっていきますが、そんなに下げ率は高くない。大阪がやっぱりぐいっと下がってくるわけですね。これを大阪市内に置いてみるとより顕著でして、これは横浜市です、青。こっちが大阪市、これが名古屋市です。つまり大阪がこうやって見ると右肩で下がっているということですね。もともと人口が多いですから、そ

の中で右肩下がりということは、要は高齢化が物すごく進むということと人口減少による影響、ダメージを受けやすいのが大阪だという、まさにそんな大阪市、特に市域内だというそんな現状の人口の大きな動向です。

これは経済についてです。経済規模、全国シェアでどのぐらい占めていますかということなんですが、東京はまず18%ぐらい、これも横ばいなんですね。神奈川、愛知県も横ばい、大阪府にいくとやはり下がってくるんですね。顕著なのが大阪市、名古屋市と横浜市は横ばいですが、大阪市については大きく右肩に下がっていつているという現状です。じゃ、大企業はどうなってんの、資本金1億円以上の大企業ですけども、これはどうなっているのと言え、ここも東京、神奈川というのは増えていつていますが、大阪府はマイナス259ということで減っていつている。じゃ、大阪市内を見ると同じように東京23区、横浜市は増えていますが、大阪市については230、だからほぼほぼ大阪市の大会社ですけども、大阪市内の大会社が長い目で見ればどンドンどンドン減っていつているということです。東京のほう、関東のほうに流出しているというふうにも言えると思います。名古屋も少し減っていますが、大阪がやっぱり減りぐあいとして非常に大きいという現状です。

これは大阪のですね、事業の集積です。どのぐらい、事業の規模が青の色が濃いければ濃いほど事業が集まっている、密集しているという意味です。これがどンドン色が薄くなればなるほどこれは事業がないということですね、事業所が少ないということです。大阪を見ますと、この辺は僕ももともと生まれた河内長野もあるんですけども、この辺は結構山あいというか田舎です。ここら辺もちょっと田舎ですけども、そこを除けば、この事業所というのは非常に大阪市域外に広がってきているというのが現状です。ここが赤いのが大阪市。つまり横浜とはちょっと歴史的な経緯も違うんですが、大阪というのは大阪市を中心に発達してきました。これは紛れもない事実です。ただその発達がどンドンどンドン大阪市域外に延びていつていると、まさにそんな現状なんですね。そんな現状の中で大阪市の経済の成長戦略については大阪市長がやります、この大きな成長戦略。それ以外については、そこも含みますけれども、それ以外については大阪府知事がやる。つまり大阪市も大阪府も非常に狭いエリアの中でそれぞれ広域行政を担当しているというのが今の現状です。

ちなみに、ここに面積とありますが、皆さん大阪府と言え、住んでいたら結構広いなと思われるかもしれません。でも都道府県でいくと47都道府県の中で下から1個目、ベッタの1個上です。だから物すごく小さい。ちなみに大阪市もこの広域行政という点で見れば小さいです。面積でいうと政令市20個、日本の中にあるんですけども、その20個ある政令市の中で下から4番目の面積が大阪市です。つまりこの広域的な成長戦略とか行政で見たときには、非常に狭いところに大阪市と大阪府、それぞれ二重でやっているというのが今の大阪の現状です。

じゃ、その問題に対して、二重行政というのがこれは必然的に発生するんですが、それに対して何もやってないんですかと言え、そうではありません。やはり大阪市と大阪府、共通の成長戦略を持ってやったほうがやはりいいだろうということで、松井知事と橋下市長の時代から、そして今、私も受け継いでいますが、府と市ばらばらにやるんじゃないくて、府と市一体で成長戦略をやっていこうというのをやっています。それまではですね、皆さんももうご承知かとは思いますが、府と市合わせて府市合わせ（不幸せ）と呼ば

れているような時代でした。これは別に政治的な意味で言うんじゃないくて、これは客観的にそういうふうに言われていたと、知事と市長がそれぞれ縄張り争い、権限争いをして府市合わせ（不幸せ）というのが課題になっていたわけですね。でもそれじゃいかんだろうというので、さまざま共通の成長戦略なんかをつくって今やっています。

例えば観光戦略でいくと、こんな今まではなかったんですけども、大阪市と大阪府が一緒になって大阪観光局というのをつくって、その大阪観光局が大阪市域だけじゃなくて大阪全体の観光客を増やそうというので、海外の方がどうすれば大阪に来てくれるだろうかというようなことについても積極的に取り組んでいます。今、大阪の観光客の伸び率は日本でナンバーワンの状況です。それ以外にもいろんな成長戦略とかですね、グランドデザイン、まちづくりとか、そういったものを府市共通で取り組んでいます。災害対策なんかについてもですね、これは大きな南海トラフの地震が発生して津波が発生したときに、大和川を境にですね、津波の種類は変わりませんので、府と市が共通して大きな災害対策なんかについても取り組んでいるということを今現に進めていっています。これは話し合いで進めていっています。

これは例えばです。本当に例えばの一例として見ていただけたらと思っています。左岸線の延伸部という、最近ちょっとニュースとか出始めているので皆さん新聞とかで聞いたことがあるかもしれません。要はですね、この淀川ですね、左岸線の延伸部というのが今までミッシングリンクと言われていまして、ここが全然事業着手ができていない状態でした。こっち東京なんですけれども、見てもらったらわかるんですが、成長する都市というのは、大体ですね、この環状線というのが非常に発達するんですね。環状線というのが非常に発達します。これは何でかということ、例えば港で経済活動をしたときにですね、例えば外に抜けていくときに常に都心部を通らなければいけないということになれば大渋滞になりますので、経済効率は非常に下がるわけです。例えば外から入ってきてこう抜けていくとかですね、つまり環状線というのは成長する都市については必須の高速インフラ、広域インフラになります。

じゃ、大阪どうなってんのと言え、実は大阪がこれができていなかったんですね。環状線、阪神高速の環状線はありますが、外の環状線がないものですから、いつも、例えば湾岸の車がこっちに市内に入ってきて抜けていくということになりますので、ですので阿波座付近なんかは常に大渋滞です。物すごく大きな経済損失が生じているという状況です。じゃ、これまで計画がなかったのと言え、まさにこの大阪都市再生環状道路というんですが、この計画がありましたけれども、全く進んできませんでした。特にこの淀川左岸線延伸は進んでこなかった。これは何でかいうと、ここは市内の豊崎、北区の豊崎なんですけれども、新御堂、そこからぐっと都島から入って地下に潜っていくんですけども、出てきたら門真のほうへ抜けて抜けていくわけです。これができれば湾岸エリアから入っていくと、そしてこの環状ができると、そしてこの環状線がまさにでき上がるわけなんですけれども、ここが全く事業着手できていない。これは何でかということですね、これは市長の権限だけではできません、知事の権限だけでもできないんです。要は市域外に行けば知事の権限になるし、市域内に行けば市長の権限、そして大きな高速インフラですから、国も含めてその事業に着手してもらわなあきませんし、お金をどうやって出すかということも決めていかなきゃいけません。府と市が別々の方向を向いていたらこれは全然決まら

ないのがこういった道路でして、まさにこれまでは決まっていなかったんです。でもこれは都市の成長に要るでしょうということで、橋下市長、松井知事からこれが進み始めて、今回まさに府市一体になってそれぞれ計画の決定も出て、来年からは府と市で一緒にこれぜひやってくださいと国も言うことができますので、国も事業の着手に決定したということです。ですので、ミッシングリンクは今後解消されていくことになります。

したがって、こういったこれは例え話ですけれども、道路一つとっても府、市が別々の方向を向いていると大阪の成長というのはなかなか進まないような状況にある。そして現にこういうことが起きてきているのが大阪の状況であるという、まさにここが大阪の成長における大きな課題だというふうに思っています。ちなみにこれは本当に一例です。ですので、こういったものがたくさんあるということです。

もう一つが住民自治の拡充という、まさに住民の皆さんの身近なサービスをどうやって充実させていくのかということです。これは虐待件数というのは非常に増えています。今、10年ぐらいで見れば大体7倍ぐらいに増えているという状況です。待機児童についてはですね、ちょっと見ていただいたらわかるんですが、例えば西区については物すごく多いです、城東も多いですね。でもこうやって東成、生野とかは少なかったりもする、大正も少ないんですけれども。こういうふうにエリアの偏在が物すごくあるんですね。大阪市内でも待機児童一つとっても、実は住民の皆さんに身近なサービスを充実してやっていく上ではですね、皆さんの身近な意見が反映できる仕組みというのがやっぱり必要だろうということです。

じゃ、そうやっていく上で大阪市というのは規模どのぐらいなんですかということです。270万人の人口で市長が1人ということです。これは広島県とか京都府、都道府県でいけばこのぐらいの人数の数、人数になるわけですね。ですので、大阪府の中に大阪県があるようなそんな状況です。そういった中で住民の皆さんに身近なサービスをする上で課題ないんですかということについて、実は国でもこれは課題がありますねとなっています。これは大阪府とか大阪市とか地方が言っているわけじゃなくて国でも議論されています。この地方制度調査会という、これは国の諮問機関なんですけれども、国で、じゃどういことを言われているのと言え、大都市における住民の皆さんに身近なサービスをするに当たっての問題点、課題ということでこういうふうに言われています。市役所の組織がやっぱり大規模化してきますねと。カバーするサービスの範囲も広いですね、個々の住民の皆さんと遠くなる傾向がありますね、これを何とかしなくちゃいけないですねというのが、これも国も共通した問題意識、これに対してどう取り組むのかということです。大阪市なんているのはまさにこれが当てはまると私は思っています。

じゃ、これまで何もしてこなかったのと言え、そうではありません。できるだけですね、区長に権限を持ってもらおうと、住民の皆さんに身近な近いところには区長なので、区長に権限を持ってもらおうということで、これまで大阪の市役所、中之島の局が持っていた権限をできるだけ区長に渡していっています。それから区長を局長よりも上のランクにしているということです。これまではですね、実は区長というのは部長扱いだったんです、大阪市役所の組織でいうと。大阪市役所の組織はどうなっているかという、一番上に市長がいて、その次に副市長が3人います。その下に局長というのが大体20人から30人います。その下に理事というのが大体60人から70人ぐらいいる。その下に部長というのが200

人から300人ぐらいいる。これが大阪市の大きな組織ですけれども、実は区長というのは皆さん身近な中で物すごい偉いと思われていたかもしれませんが、部長扱いです。要は、区役所というのは出先機関でしかないというのがこれまでの大阪市だったので、いや、それはやめようよということで、区長を局長よりも上の格付にしたり、権限とか財源を渡していったりとか、そういうこともやっています。それからやっぱりやる気のある人材、手を挙げてもらって単に順送りの人事はやめようという考えで今やっています。それから外部の民間の方が、民間のまさに感覚、住民の皆さんに身近な感覚を持った人が区長になって、その民間の風を入れていこうということもやっています。だから内部の職員でもやる気のある人に手を挙げてもらって、外部の民間の方にも手を挙げてもらって、だからその内部、外部選ぶのは分け隔てなくやって公募で区長を選んでいっています。そういった中で多様な人材を確保していこうと、区役所を活性化していこうということでやっています。

筋原区長も手を挙げてやってもらっていますので、当時はこうやってたすきとかついたりして、何かCDとかつくったんですかね、あれ、歌のやつとかね。つくったんですかね。そんなのは絶対今までできなかったんですよ、部長のときは。やっぱり現段階でそういったことが区のトップとして、いろんなトップセールスもしてくれています。そういったことをどンドンどンドンやっていっているのが今の現状です。

ここはですね、それぞれの24区の区役所でやってもらっています。例えば西成であれば子どもの遊び場が、思い切って遊べる場所がないというのでプレーパーク事業というのをやっていますし、ここで大正区であれば、にぎわい創造拠点という事業をやってもらっている。天王寺であれば子育てクーポンとか、旭区であればバスとか、いろんな区長のアイデアに基づいて今それぞれ24区、特色ある取り組みというのを現に実行しています。

教育委員会についても、教育行政というのはこれまで区長は入れなかったんですけども、そこにも入っていけるようにしようという仕組みをとっています。その結果ですね、学校の授業が終わった放課後に民間の塾の方が学校施設を使って、そしてちょっと学力に課題がある児童、そしてお金が余り裕福でないという児童生徒でも勉強ができるような仕組みをある区長が取り組んだりとか、そういった形で教育行政についても区長が積極的に関与しているというのが今の現状です。

ただまあそういった中でもまだまだ、できることはしているんですが、これじゃ足りないだろうと。もっと抜本的に区長にやっぱり権限、財源、そして区長が決定できる、身近な区長で決定できる仕組みというのをこれから人口減少社会の中ではつくっていかなくちゃいけないんじゃないですか。住民自治の拡充というのをもっともっと広げていくべきだろうという問題意識があります。

そういった中でですね、住民自治を拡充していく、そして都市機能の強化を図っていくと。まさに大阪の機能強化を図っていくわけですけれども、将来としてはこういった像を目指しているということです。例えば首都機能のバックアップ、副首都大阪を目指していくものということですが、首都機能のバックアップ。もし東京でですね、大きな大地震が今起きたときに日本の中核機能はどうなるんですかという答えが今ありません。それは大阪、関西が担っていくべきじゃないかということであったり、西日本の拠点になる

ようなそんな都市を目指していかなきゃいけないんじゃないかということの目標、これをしっかりと設定して、じゃそれを達成するために何が必要なんですかというのは今議論している最中です。都市インフラの充実とかさまざまありますが、その中でやはり大都市制度についても、そういった副首都大阪を担えるような大都市制度の仕組みというのが必要なんじゃないのかというふうに考えています。

じゃ、その制度は何があるのかということですが、2つあります。1つは総合区という制度、もう一つは特別区という制度です。総合区という制度については、大阪市は存続した上で区長を総合区長という、これは法律で新たに認められたんですけども、総合区長にできるだけ権限を持ってもらおうというようなやり方です。それから都市機能、広域機能の強化、二重行政の解消はどうするのということですが、これは今僕が、僕と松井知事がやっているように、協議の機関というのがこれ今現にあるんですけども、府市の協議の機関というのをつくって、そして現にこうやって話し合いで進めていっている、これを総合区の場合はやっぺいこう、だから話し合いで解決していきましょうというのが基本的な考え方です。

もう一つ、特別区、これは大阪市は廃止です。大阪市役所は廃止します。その上で幾つかの特別区に再編します。そして特別区については皆さんが選挙で区長を選びます。区議会の議員も選びます。皆さんの住民に身近な医療、教育、福祉といったところに専念してその特別区はやります。そしてもう一つ、府と市の二重行政の解消、都市機能の強化については、今、大阪市と大阪府が二重にやっていますけれども、それについては大阪府に一元化して役割分担をはっきりさせると。今リーダーが2人いる状態ですけども、大阪市民から見れば、それを一つにしていくということです。

これはちょっともう少し詳しくしたものですけれども、総合区の場合、自治体のトップは誰ですか、これは市長です、大阪市がありますので。じゃ、区長はどうやって選ぶんですか、これは総合区長はいわゆる市議会の同意を得て市長が選びます。今、地方自治、市町村の行政、都道府県もそうですけれども、二代表制と言われていています。市長が1人で全部できるものではなくて、市長も選挙で選ばれた代表だけでも、議会も選挙に選ばれた代表、この二代表制というこの2つが車の両輪になって進めていくというのが今のたてつけです。ですので、市議会の方の住民代表である議会、もう一つの住民代表である市長、それぞれこの人でという形で区長を選びます。ですので、ここはちょっと特別職というんですけども、少し権限が強化された、そういった総合区長の権限があるということになります。例えば、じゃ、予算について、これは当然市長があるということになります。総合区長については市長に対してですね、こういった予算にしてくれという意見具申権、そういうものもあります。

特別区については、自治体のトップというのは誰ですかと、要はこれも区長です、選挙で選びますので。区長の人選、これもだから選挙で選ぶ、教育委員会というのは区ごとにつくります。一つの自治体ですので、区議会があり、そして予算編成については区長がやると、条例については区長のほうで区議会議員がやるということです。ちなみに総合区というのは、今、大阪市24行政区ありますけれども、その一部に法律上は導入することも可能です。今回はこういった趣旨で住民に身近なところは自分たちで実行していける組織というのはきっちりつくっていかうということですので、今の24区では余りにも小さいです

から、それを一定の合区をしてですね、皆さんの身近なところに区長が判断できるような、そんな仕組みをつくっていかうということです。ちなみに今、行政区の区長というのは皆さん、区長という名前なので東京の区長とかと同じように思われるかもしれませんが、実質は先ほど申し上げたとおり、もともとこの区役所というのは出先機関であり、そして何かを決定していけるということについては非常に権限が薄いと、弱いというのが今の現状であります。ですので、総合区長あるいは特別区長にしてそこを抜本的に強化していかうということです。それによって住民自治を拡充していかうということでもあります。

詳しくは役所の職員のほうから説明してもらいますけれども、大きくはそういうことです。要は、この大阪というものの今の大都市構造を見たときに、都市機能、府と市の二重行政あるよね、都市機能を強化していくためにはこれは一本化していくべきなんじゃないんですかというのが一つの都市機能の点の課題、そしてもう一つの点の課題については、私が今1人で24区270万人というところの医療とか教育とか福祉のところを見ていますけれども、もう少し身近なところで皆さんが区長を選べるような仕組みにして、あるいは総合区長ということ置いて権限を持たせて、そこでいろいろ実行できる仕組みをつくっていくべきじゃないのかという、そういう問題提起であります。この大都市制度改革、何もなくていいと私は思っているわけじゃありませんので、ぜひ今回、総合区、特別区、それぞれの制度について皆さんに少しでも知っていただけたらなと思いますし、いろんなまたご意見をいただけたらなというふうに思います。本日はどうぞよろしく願いいたします。

(司会)

続きまして、副首都推進局制度企画担当部長の水守よりご説明申し上げます。

(水守副首都推進局制度企画担当部長)

制度企画担当部長の水守と申します。私のほうからはお手元のパンフレット「総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会資料」、これに沿って説明をさせていただきます。

まず、1ページの目次をごらんください。資料の構成ですが、3部からなっています。第1部では、大阪における新たな大都市制度について説明をします。第2部では、今回取りまとめた総合区の概案について、第3部では、特別区制度の概要などについて、今から約30分ほど頂戴いたしまして説明をさせていただきます。座らせていただきます。

それでは、第1部の「大阪における新たな大都市制度」について、3ページをお開きください。

先ほどの市長の説明と重複するところもありますが、まず、大都市の現状・課題をごらんください。大阪市や横浜市といった大都市では、住民意思の的確な反映（住民自治の拡充）と、効率的・効果的な行政体制の整備（二重行政の解消）といった課題があると言われています。もう少し詳しく申しますと、1つ目の住民自治の拡充は、政令指定都市である大阪市は非常に幅広い行政サービスを提供しているため、市役所の組織が大きくなり、個々の住民の皆さんから見れば役所との距離が遠くなる傾向にあります。2つ目の二重行政の解消について、大阪の場合で申しますと、政令指定都市である大阪市と都道府県であ

る大阪府がそれぞれ同じような内容の仕事をしている分野があり、重複によって問題が生じているとされています。

これらの課題を解決するために、その下、国において法律が整備されました。1つは、左側の総合区の設置です。政令指定都市、すなわち大阪市を残したまま、今皆さんがお住まいの区、行政区に変えて総合区を設置し、区長や区役所の権限を強化し、住民自治の拡充を図るものです。もう一つは、右側の特別区の設置です。こちらは政令指定都市である大阪市を廃止して複数の特別区を設置し、特別区ごとに住民の皆さんから選挙で選ばれた公選区長と区議会が置かれ、それぞれが1つの自治体として運営されます。

こうした状況の中で、その下にあるように大阪府と大阪府が取り組んできた改革として、1つ目の丸、特別区の設置により住民自治の拡充とあります。これは大阪市を廃止して5つの特別区を設置するものでしたが、平成27年5月の住民投票で特別区の設置は反対多数となりました。しかしながら、大阪が抱える課題は依然として残されたままであり、それらを解決するためには、引き続きたゆまぬ取り組みが必要です。

次の4ページ、「大阪が抱える課題解決に向けて」から5ページについては、市長の説明と重複しますので省略をさせていただきますが、大阪の長期低落、人口減少、超高齢社会などの課題に取り組んでいく必要があるということをお示ししております。

さらに1枚めくっていただきまして、7ページの総合区制度、それから8ページの特別区制度については、この後、それぞれの制度の中で説明をさせていただきます。

なお、7ページの一番下にひとくちメモと点線で囲んでいるところがありますが、ご参考としてところどころに用語の説明をつけさせていただいております。

以上が第1部の説明です。

次に、第2部「大阪における総合区の概要」について説明します。10ページをお開きください。

初めに、真ん中に点線で囲んでいるところがございます。「概要の位置づけ」をごらんください。これから説明します総合区制度の概要は、大阪市としてこれで行きたいという固まった案ではございません。住民の皆さんからご意見をいただくための素材、検討材料として取りまとめたものです。今後、この意見募集・説明会などを通じて皆さんからご意見をいただきつつ、市会での議論を踏まえ、総合区の案を取りまとめてまいります。

それでは、11ページをお開きください。まず、総合区制度の概要についてです。上の網をかけているところ、グレーのところをごらんください。丸の1つ目、総合区制度は、政令指定都市において住民自治を拡充するため、現在の行政区長の権限を強化した制度です。

次に、少し飛んで中ほどの(2)法律上の制度比較をごらんください。表の左側が通常行政区と呼ばれる今の区の制度、右側が今回新たに検討している総合区制度です。表の1段目、自治体の位置づけ、そして2段目、区の位置づけにあるように、どちらも政令指定都市としての大阪市の位置づけや権限は変わらず、行政区も総合区も区は市の内部組織ということになります。

今の区と総合区の主な違いは、3段目の区長について、左側の今の区長は一般職の公務員ですが、右側の総合区長は、副市長などと同様に議会の同意を得て市長が選ぶ特別職の公務員ということになります。

次に、総合区長の主な事務は、地方自治法で総合区の政策・企画の立案、総合区のまち

づくりなどの事務のほか、条例——これは大阪市が定める法律のようなものですが、この条例で定める仕事ということになっています。これらについては、市長にかわって市を代表する区長の判断と責任で進められます。さらにその下の段、総合区長には区役所職員の任免権、すなわち人事権や予算の編成に当たって市長に意見を述べる権限、予算意見具申権が法律で認められています。また、総合区の区長は住民の皆さんによってリコール、すなわち解職することもできます。

なお、総合区の制度としては、大阪市の今の24区のままで、あるいは全ての区ではなく一部の区にのみ総合区を導入することも可能ですが、今回お示しする総合区の概案では、合区をした上で全ての区を総合区にする前提としています。

以上が総合区制度の概要です。

次に、12ページをごらんください。総合区設置の意義、効果及び課題についてです。総合区の意義は、地域の実情に応じた行政サービスをより身近な区役所で行うことです。ただし、予算編成や条例提案など市全体に関する事項は、引き続き市長がマネジメントします。

その下に、総合区が設置された場合、局と総合区の仕事がどう変わるのかを図で示しておりますが、後ほど具体例で説明をさせていただきます。

次に、総合区設置で期待される効果と課題については、その下の枠で囲んでいるところをごらんください。まず、左側、効果としては、地域の実情に応じたよりきめ細かい行政サービスの実現とありますが、1つ目の丸、住民の皆さんの声をより直接的に反映することや2つ目の丸、意思決定が迅速になることでより迅速、適切なサービスの実現などが期待できると考えられます。一方、その右の課題については、効率性の確保として、1つ目の丸、現在、中之島などの局1カ所で実施している仕事を複数の総合区に分散して行うことで職員数の増加が見込まれるとともに、その下の丸、専門職員やノウハウの確保がそれぞれの区で必要となり、いかに効率性や専門性を確保するかが課題となります。このように総合区制度の導入に際しては、一番下の網かけですが、区役所が担う事務の拡充が図られる反面、効率性・専門性の確保という課題があり、双方の観点からバランスよく検討する必要があります。

次に、13ページをお開きください。総合区のイメージを持っていただくための案、概案の作成に当たっての考え方を説明します。ページの中ほど、黒い四角がついていますが、事務レベル（案）をごらんください。

総合区が担う仕事についてはさまざまなレベルが考えられますが、今回の概案では、AからCの3つの案を設定しました。まず、A案（現行事務プラス限定事務）とありますが、右側の欄、現在の区役所の事務に加えて一般市並みの事務とありますが、今の大阪市役所の局、例えば福祉局や建設局などの仕事のうち、住民の皆さんに身近な行政サービスに係る仕事に限定して総合区に移すものです。次に、B案（一般市並み事務）とありますが、例えば守口市や松原市のような一般市の市が提供している仕事を基本的に総合区が事務を担います。それからC案（中核市並み事務）とありますが、この場合は一般市より広い範囲の行政サービスを提供している中核市、大阪では東大阪市や高槻市というところがありますが、これらの市が提供している仕事を基本的に総合区が事務を行います。わかりやすくいうとA案よりもB案、B案よりもC案のほうが総合区の仕事が増えるということになります。

す。

ただし、表の下の米印のとおり、いずれの案においても市全体を見渡しつつ実施すべき事務、詳しくは次のページで説明をしますが、これらについては総合区に移さず、引き続き市長が判断する仕事として局に残ります。これは先ほど区の位置づけでも触れましたが、総合区はあくまで大阪市という自治体の内部組織であり、独立した自治体ではないためです。

次に、一番下の区数（案）です。総合区の検討に当たって、現在の24区を合区した3つのパターンをお示ししています。大阪市の平成47年の将来推計人口は約228万人と見込まれておりますので、1区当たり45万人、30万人、20万人程度と設定してそれぞれ5区、8区、11区としています。総合区の導入に当たっては必ず合区をしなければならないわけではありませんが、区役所が提供するサービスを充実させるほど区役所ごとに必要な職員の増加が見込まれます。24区のまま各区役所の体制を大きくすることは、職員の確保やコストの面で難しいことから、今回の概案では現在の24区を合区する案としています。なお、具体的な区割りにについては今後検討いたします。

以上が総合区の概案の作成に当たっての考え方です。

次に、14ページをお開きください。事務分担について、総合区では区役所が行う事務を今よりも増やします。

真ん中の局と総合区の仕事の分担というところをごらんください。現行の大阪市の仕事は、局の仕事と行政区、すなわち現在区役所で行っている事務に分けられます。総合区が設置されると、現在、局で実施中の事務は、①引き続き局で実施するものと②局から総合区へ移管するものに分かれます。具体的にはその下の表をごらんください。

①局で実施とは、総合区が設置された後も中之島の本庁などにある局が実施する事務であり、例として表の右側に大阪市という1つの自治体として実施する例えば条例や予算などの事務、それから市域全体を見据えた観点から実施すべき事務、例えば成長戦略や広域的な交通基盤整備など、また、住民サービスの統一性や一体性が求められるもの、例えば国民健康保険などの事務は局が行います。

その下の②局から総合区へ移管については、局の仕事のうち、住民の皆さんに身近な行政サービスをより身近な総合区に移すものですが、上記の事務レベル案に沿ってAからCの3つの案を作成しました。詳しくは後ほど説明をします。

一番下の③総合区で実施ですが、現在、区役所及び保健福祉センターで実施している仕事は、そのまま総合区で実施します。

事務分担について繰り返しますと、総合区へは、現在局で実施している仕事のうち、住民の皆さんに身近な行政サービスを中心に移管します。ただし、大阪市という1つの自治体として、また、市全体の観点で行う仕事などは引き続き局で行います。また、総合区へ移管する事務の量によってA、B、C、3つの案を設定し、A案よりB案、B案よりもC案のほうが区役所に移管する事務が多くなります。

では、15ページ、次に職員体制というところをお開きください。ここでは、総合区の仕事を増やすことや合区によって職員の数がどう増減するかによって試算をお示ししています。職員数の増減イメージというふうに書いておりますけれども、基本的には総合区に仕事を多く移すほど職員数は増えます。また、区の数が多いほど職員数が増えるという

こととなります。こうした増減は、ページの一番下、③総合区移行時の職員数の変化の試算結果、太い線で囲っている表がありますが、この表をごらんください。A案では5区、8区、11区、縦に見ていただいたらと思いますが、いずれの場合でも黒い三角の数字、これは職員数は減るということを示しています。B案では、5区の場合は黒い三角で減少、8区ではほぼ変わらず、11区の場合では増加をして、C案では、いずれの場合も現行より職員数が増えるという試算結果になっています。

なお、こうした職員数の増減数は、一番下の米印ですが、一定の仮定のもとで試算をしたものですので、確定した数字ではございません。職員体制について簡単にまとめますと、A案からB案、C案となるにつれ、すなわち区役所の仕事が多くなるほど職員の数が増え、区の数も5区、8区、11区と増えるほど職員数が増えます。

次に、16ページをごらんください。ここでは3つの事務レベル（案）ごとにきめ細かい行政サービスの提供と、できるだけ職員数を増やさない行政の効率性という視点で区の規模を検証した結果、今回皆さんにお示しする総合区の概案としては、真ん中の表の職員数を四角で囲んでおりますが、A案では8区と11区、B案では5区と8区、C案では5区としています。

では、それぞれについて詳しく説明します。17ページをお開きください。

まず、A案の総合区ですが、区数は8区か11区、その場合はおおむね現行の職員数の範囲内で設置が可能と見込まれます。

次に、その下の黒い四角、総合区の事務内容をごらんください。子ども、福祉、健康・保健などの分野別に区役所に移す事務を示しております。なお、それぞれの枠内で点線で囲んでおりますのは、現在も区役所で行っている事務です。A案の総合区では、例えば子どもの分野、左上ですけれども、保育・子育て支援として、現在局が実施している児童いきいき放課後事業が総合区長の責任のもとで行われることとなります。また、その右のまちづくり・都市基盤整備の分野では、道路・公園を維持管理する工営所や公園事務所の業務を総合区へ移管します。

では、A案の総合区で何が変わるのか、期待される効果について、18ページに3つの事例を示しておりますが、その一部についてかいつまんでご説明をさせていただきます。前のスクリーンをごらんください。

総合区で変わること（A案）、例、道路の日常管理、放置自転車対策というようにところに書いております。現在、皆さんからのご要望、例えば道路の穴の補修や放置自転車の撤去については、区役所とは別の組織である建設局の工営所というところが行っています。図の右側をごらんください。これらが総合区の仕事となることで、皆さんからの要望に対して直接総合区長の判断で、例えば放置自転車の撤去回数を見直すというようなことがより迅速、またきめ細かく対応することが可能になります。なお、一番下に赤い字で書いておりますけれども、総合区になりましても予算の編成や条例などは引き続き市長が市全体を見据えて判断します。

資料に戻っていただきまして、19ページをお開きください。次に、B案の総合区です。区数は5区か8区、その場合はおおむね現行の職員数から一定の範囲内で設置が可能と見込まれます。総合区の主な事務内容としては、B案で新たに加わる仕事については白い星印をつけています。例えば左上の子どもの分野では、保育・子育て支援として市立保育

所の運営、民間保育所の設置認可などがあります。また、その下、福祉の分野では、老人福祉センターの管理運営を総合区へ移管します。

B案の総合区で期待される効果について、20ページに同じく3つの具体例を示しておりますけれども、再び前のスクリーンをごらんください。子ども・子育て支援施策の例について説明をします。

大阪市では、待機児童の解消を最重要施策として掲げて、認可保育所の整備などに取り組んでいます。左側の認可保育所設置のフロー図のとおり、現在は中ほどに②地域調整とあります。具体的には認可保育所の場所の決定については区長の仕事になっていますが、③事業者の募集・決定は市長の仕事になっています。図の右側、これが総合区になりますと、②地域調整から③事業者の募集・決定までが一元的に区長の仕事となることで、例えば保育所を早期にあるいは効果的に開設することが期待できます。

もう一度資料に戻っていただきまして、21ページをお開きください。今度はC案の総合区です。区の数5区、職員数は現行から一定の増員が必要と見込まれます。総合区の主な事務内容について、C案で新たに加わる仕事には黒い星印、例えば子どもの分野、左上ですが、児童虐待対策としてこども相談センターの運営があります。一番下、健康・保健の分野では、保健所の業務を総合区へ移管します。

C案の総合区で期待される効果ですが、これも前のスクリーンでひとつご説明します。前をごらんください。こども相談センターについてです。こども相談センターでは、子どもを虐待から守るため、皆さんからの児童虐待の通告や相談を24時間365日体制で受け付けていますが、対応が必要な事案は、こども相談センターとは現在別の組織である区役所の保健福祉センターと連携して取り組んでいます。図の右側、これが総合区になりますと、保健福祉センターとこども相談センターが同じ区役所の組織となり、両者の連携が一層密になることで虐待のサインを早期にキャッチし、より適切な対応が期待されます。

以上が今回お示しする総合区の3つの概案についての説明です。

何度も恐縮ですが、資料に戻っていただいて23ページをお開きください。10、今後の検討事項ですが、まず1つ目の二重丸、総合区の名称及び区域（区割り）、総合区の事務所の位置です。今回の概案では、現在の24区を5区、8区、11区にする案をお示ししましたが、総合区の名称を初め、どのようなエリアで合区をして総合区を設置するのか、総合区の区役所をどこに置くのかについても今後検討していきます。

なお、米印ですが、合区に際して現在の24区役所及び保健福祉センターは総合区役所の支所として位置づけ、窓口業務を継続することとしています。

以下、総合区の設置に伴うコスト、例えば職員体制や庁舎、システムなどの整備費用や市長の所管事項である予算の仕組みに係る総合区長の権限についても、今後検討していきます。

その下、11、総合区（案）のとりまとめに向けては、意見募集・説明会での皆さんのご意見や市会での議論を踏まえて、最終的には1つの案を取りまとめまいります。この最終的な案については、今回お示した3案の中から選ぶというのではなく、皆さんからいただいたさまざまなご意見などを踏まえて、事務の範囲や区の数などを検討していきます。

なお、ご参考として24ページに局で実施する事務の内容例を、それから25ページから28ページには、局と総合区の事務の分担の詳細を表にしております。さらにめくっていただ

いた29ページには、ほかの政令指定都市と大阪市の区の人口と面積に関するデータを添付しています。

以上が第2部、総合区の概案についての説明です。

続いて、第3部「特別区制度」についてご説明します。30ページをごらんください。

初めに、ご留意いただきたいこととして下のほうに書いております。この資料は、特別区制度についてご意見をいただくために作成したものです。旧特別区設置協定書は平成27年5月の住民投票で反対多数となったため、現時点での具体的な特別区の制度案はありません。これから特別区の制度案づくりにおいてどのような事項を決めていく必要があるのかというイメージを皆さんに持っていただけるよう、参考資料として旧協定書や平成27年4月の住民説明会のパンフレットの考え方などをこの後お示ししています。皆さんからいただくご意見を踏まえて、今後改めて制度案の検討を進めていくこととなります。

31ページをお開きください。まず、特別区制度の概要ですが、特別区とは、一般の市町村と同じようにみずから税金を徴収し予算を編成する基礎自治体です。選挙で選ばれる区長、区議会が置かれ、区長が住民の皆さんに身近な施策を行います。

次に、(1) 特別区設置法の制定をごらんください。現在、特別区は東京都にのみ23区が設置されていますが、この法律が制定されて大阪市のように人口200万人以上の政令指定都市を含む区域では、政令指定都市等を廃止して特別区を設置することが可能になりました。

次に、(2) 法律上の制度比較をごらんください。表の左側が現在皆さんがお住まいの大阪市、一般に政令指定都市と言われる制度、右側が東京の新宿区や渋谷区など特別区と言われる制度です。

表の2段目、3段目をごらんください。自治体の首長は、政令指定都市は市全体で1人の市長、一方でそれぞれが独立した地方自治体である特別区は、各区ごとに区長が選挙で選ばれます。議会については、政令指定都市は市全体で1つの市議会が、特別区では区ごとにそれぞれ区議会が置かれます。

4段目、主な事務として、政令指定都市も特別区もともに一般的な市町村の事務を行いますが、政令指定都市は市町村の仕事に加えて都道府県の仕事も一部行います。一方、特別区は、市町村の仕事のうち上下水道や消防などは大都市行政の統一性を確保するため、都が一体的に行っています。

次に、課税権ですが、右側の特別区は、一般的な市町村税のうち法人市民税や固定資産税などは都が一旦課税・徴収し、その下、それらを活用して都や各特別区の間で財政の調整を行い、必要な金額を配分します。

次に、32ページをごらんください。特別区が設置された場合に、現在の大阪市と大阪府の仕事が新たに設置される特別区と大阪府にどのように分かれるかをイメージ図でお示ししています。

図の左側をごらんください。今の大阪市では、基礎自治機能、具体的には保育や小中学校の運営など、住民の皆さんに身近なサービスに加えて、広域機能、例えば産業振興や広域的なインフラ整備などの仕事もしています。一方、大阪府も大阪市と同様に広域的な仕事をしています。大阪では、この広域機能を大阪市と大阪府の両方が担っていることから、いわゆる二重行政の問題が指摘されています。

特別区が設置されますと、図の右側ですが、大阪市は廃止され、保育や小中学校の運営など基礎自治体の役割は各特別区が担当します。そして産業振興や広域的なインフラ整備などの広域的な仕事は大阪府が一元的に担当することになります。

次に、33ページをお開きください。特別区の制度案について、どのような事項について検討し決めていく必要があるのか、また、特別区を設置するまでの手続をお示ししています。

まず、（１）特別区を設置するエリアの関係自治体、すなわち大阪府、大阪市の両議会の議決を経て、特別区を設置するための協議会、特別区設置協議会を設置する必要があります。次に、（２）その協議会で、真ん中の太枠の中ですが、特別区の設置の日や特別区の名称及び区域など、法律で定められた８つの項目について特別区設置協定書を作成する必要があります。その後、（３）協定書について関係自治体の議会で承認が得られれば、（４）特別区設置に係る住民投票が行われ、過半数の賛成があれば、（５）総務大臣の決定によって特別区が設置されることとなります。

以上が特別区制度についての説明です。

次に、特別区に関して皆さんからご意見をいただくに当たって、その参考となるよう、平成27年5月の住民投票で反対多数となった旧特別区設置協定書などの考え方について説明をします。35ページをお開きください。

まず、（１）特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数について、地図の下の表をごらんください。旧協定書では、大阪市を廃止して、北区、湾岸区、東区、南区、そして中央区という５つの特別区を設置するというふうにしておりました。それぞれの区のエリアは、右の欄、特別区の区域に書いてあるとおりです。各区の議員の定数は、特別区議会議員の定数の欄にあるように、現在の大阪市会の議員定数86人を各特別区議会に割り振っていました。また、各区の本庁舎、つまり特別区役所の位置は、上の地図をごらんください。吹き出しに区の名称とともに本庁舎の所在地が書いてあります。例えば中央区の本庁舎の位置であれば現在の西成区役所というふうにしておりました。

ページ下の備考欄をごらんください。①窓口業務ですが、特別区になっても、現在24の区役所等で実施している事務については引き続き現在の区役所等で行うこと、②町名については、特別区の設置が決まった後に皆さんのご意見を聞いて決定する予定でした。

次に、36ページをごらんください。先ほどの項目につきまして、平成27年実施の住民説明会での質問票への回答を引用して、当時の考え方をお示ししています。まず、一番上、区の名称は、区域を包括し、シンプルでわかりやすい方角・位置を基本とするとともに、ベイエリア地域は湾岸区としたこと、次に区域については、平成47年の将来推計人口や過去の分区・合区の経過などをもとに、行政運営の効率性や長期財政推計の結果を考慮して5区としたこと、また、本庁舎の位置については、住民の皆さんからの近接性、交通の利便性などを基本として決定したこと、最後に議員定数については、議会のコストを増やさないという趣旨から、現在の大阪市会の議員定数86人を5つの区に割り振ったことなどをお示ししています。

一番下の網かけに、この項目に関して当時住民説明会でいただいた主な質問・意見を記載しています。この後の各項目ごとにも同じように当時の質問や意見をお示ししておりますので、ご参考になさってください。

次に、37ページをお開きください。（2）特別区と大阪府の事務の分担について、真ん中の表、事務の分担（イメージ）をごらんください。今の大阪市は左側の欄、住民の皆さんに身近な仕事として、戸籍、住民基本台帳、保育など、またその下に示すような広域的な仕事として成長戦略や博物館、広域的なまちづくりなども行っています。特別区が設置された場合は、右側にあるように特別区は住民の皆さんに身近な仕事を、その下、大阪府は大阪全体の成長や都市の発展などにかかわる広域的な事務を担当するなど、役割を明確化することにしていました。

次に、38ページをごらんください。（3）一部事務組合とは、複数の自治体が連携して効果的、効率的に仕事を行うための仕組みです。旧協定書では、専門性の確保が特に必要なもの、サービスの実施に当たって公平性や効率性の確保が特に必要な仕事、例えば国民健康保険などについて、5つの特別区が一部事務組合をつくって連携して行うということにしておりました。

次に、（4）職員の移管（特別区の職員体制）ですが、1つ目のポツのところに米印をつけておりましたが、近隣中核市5市をモデルとあります。これはその下に書いておられますように、大阪都市圏で30万人以上の人口を有する豊中市や高槻市、東大阪市などの5市の職員数をモデルとして、各特別区の職員体制を整えた上で、広域的な仕事が大阪府に一元化されることに伴って必要となる職員を大阪市から大阪府へ移管するというようにしておりました。

次に、39ページをお開きください。（5）税源の配分・財政の調整については、1つ目のひし形です。各特別区で必要なサービスを提供する財源、すなわちお金を確保し、各特別区の税収に大きな格差が出た場合の調整方法をお示ししてしていました。真ん中のイメージ図ですが、現在、大阪市で課税・徴収している税金を特別区と大阪府に分けて、法人市民税や固定資産税など、大阪府が課税・徴収する5つの税金は、大阪府で特別会計という別の財布で管理をして、特別区と大阪府の仕事に応じて配分するとともに、各特別区の税収の格差を是正するために活用することにしていました。

次に、40ページをごらんください。（6）大阪市の財産と債務の取り扱いについては、特別区の設置によって皆さんが日ごろ利用されている施設や、大阪市が持っている株式などの財産あるいは市債の返済がどうなるのかを示してしていました。①の財産ですが、1つ目のひし角、学校や公園など住民サービスに必要な財産は、仕事の分担に応じて特別区と大阪府がそれぞれ引き継ぐということにしていました。また、2つ目のひし角、株式、大阪市が積み立ててきた基金、貯金は、大阪府が引き継いだ仕事に密接に関係するものを除いて特別区に引き継ぐことにしていました。②の債務ですが、2つ目のひし角、大阪市で既に発行した大阪市債、つまり借金は大阪府が引き継ぎ、その返済費用は、特別区と大阪府が仕事の分担に応じて負担するというようにしてしていました。

その下、（7）大阪府・特別区協議会については、2つ目のひし角、特別区の仕事に必要な財源の確保や大阪府が引き継いだ財産の取り扱いについて、大阪府と特別区が対等な立場で協議・調整し、3つ目のひし角、協議が調わない場合には第三者機関が円滑な調整を図るということにしておりました。

最後の（8）は、特別区設置の全般について、主な質問・意見をお示ししています。

以上が旧協定書に基づく内容です。特別区については、現時点での具体的な制度案はあ

りません。皆さんからいただくご意見を踏まえて今後検討してまいります。

なお、41ページには、参考資料として旧協定書における特別区のイメージを記載しています。また、42ページに記載のとおり、平成27年の住民説明会でいただいた質問と、それに対する回答については大阪市のホームページで現在もごらんいただくことができます。

長くなりましたが、説明は以上です。ありがとうございました。

(司会)

以上で説明は終了いたしました。これより皆様からご意見、ご質問をお受けしたいと思います。冒頭お願いいたしました、ご意見、ご質問に関しては、総合区制度、特別区制度と関係のないものや政治的な主張など、開催趣旨にそぐわない発言につきましてはご遠慮いただきますようお願いいたします。もしそういった趣旨のご意見、ご質問とこちらが判断した場合は、まことに失礼ではございますが、その時点で打ち切らせていただく場合もございますのでご容赦願います。

また、司会者の指名を受けていない方の発言あるいはやじや拍手など、進行上支障となる行為、ほかの参加者への迷惑となる行為はご遠慮ください。

ご意見、ご質問がございましたら、その場で手を挙げていただきましたら、私が指名させていただきます。座席まで担当がマイクをお持ちいたしますので、必ずマイクを通してご発言ください。できるだけ多くの方のご意見、ご質問をお受けしたいと思いますので、ご意見、ご質問は発言機会1回につきお一つとし、簡潔にご発言くださいますようお願いいたします。また、司会者からの依頼がございましたら、マイクをお返しいただきますようご協力をお願いいたします。

それでは、ご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。それでは、左のブロックの前列の緑色の服の方。

(市民)

すみません、平野に住んでいる〇〇〇と申します。今、説明をお伺いしていたんですけれども、いわゆる総合区とか特別区とかのいわゆる制度いじりじゃなくて、今の現状の体制のままでも十分にいわゆる暮らしやすい大阪市をつくるのが可能だと思うんです。そういう選択肢はないんでしょうか。

以上です。

(司会)

ご意見として承ります。

それでは、引き続きご意見、ご質問のある方。じゃ、こちら右のブロックの2列目の男性の方、はい。

(市民)

私、大正区の区政委員もさせていただいておりますので。筋原さんは一生懸命頑張っておられるのでよくわかっておるんですけれども、私も都構想とかこういう問題はすべきじゃないと思っています。ただ第3部のときでも13分ですか、かけて都構想のお話とか、

特別区の話も吉村さんお話しになったけれども、あのときにさんざんお金をかけて都構想の話をしたわけですが、その結果、市民はノーと言ったわけでしょう。それをまた説明会で言うんじゃないしに、違う意見を僕は述べるべきだと思います。市民ははっきりノーと言ったんですから、都構想をはっきり諦めて別の問題にしていくべきだと思っております。

それともう一つ、今、制度云々やというけれども、幼児虐待やとか待機児童の問題をいろいろ出されましたけれども、果たしてそれが制度を変えることによって解消するかなとは思っています。児童虐待なんかはもっと制度以前の問題として、子どもの貧困化とか家庭内の問題とかいろんな問題が絡んで虐待が増えていると思うんです。これは大阪市だけの問題ではないわけでしょう。

人口減少も大阪市だけ特別じゃなしに全国的に少子化、高齢化というのは進んでいるわけですわ。これは子どもさんが生まれえない状況、前に言うんですけれども、子どもさんなんかははっきり申し上げて、今子どもが生まれたら20年後には二十歳になるわけです。子どもさんを生むような施策を変えていかん限りは、これは大阪市はできませんけれども、そういう中での問題ですので、簡単にそんな制度を変えたからといって少子化の問題は減っていかないと思っています。

待機児童の問題、これも含めてね、ただ待機児童を減らすだけじゃなしに、本当に子どもの保育とはどういうものか、待機児童を減らしたらええかという問題じゃなくて、子どもの保育というのは小さいときに正しい保育をすることによって、大きくなったときに非行に走らなかつたりいろんな問題があって、欧米なんかでは保育の問題、大変力を入れているわけでしょう。今の大阪市とか国のやり方は、待機児童を減らせというような方向ですわ。僕は減らすんじゃないしに もっと充実して中身の濃い保育をしていくべきだと思っております。

大正区は待機児童が少ないというのは人口が増えないからでしょう。ぶっちゃけた話、大正区、43号線から南側はほとんど建売、マンションが建てないわけですわ。そういう形のいびつな人口構造、これは都市計画の問題だと思うんですわ。西区とかどんどん増えているのは、ディベロッパー、マンション会社がどんどん建てて子どもさんが生まれて、それでどんどん来るわけでしょう。そんなん大阪市全体、都市計画を踏まえながらね、人口構造を踏まえながら本当はすべきなんですわ。制度いろいろただけでは直らないと思うんです。今、全部すばらしい意見を聞いてええな思うんですけれども、制度ばかりで本当に中身が変わるかなと思うて、何でそういうことになっているかというのは、僕は制度の問題だと思っております。そういうことでもうちょっと考えていってほしいと思っております。

(司会)

はい、ご意見ありがとうございます。

それでは、引き続きご意見、ご質問のある方。じゃ、今、はいとおっしゃった左の列の方。

(市民)

小林西の〇〇〇といいます。私、初めてこの表を見て、A、B、C案がありましたね。

初めて見て、これ以外の案というのは答えはないのかなと思ったことと、それでこの3つの中から自分が選ばなあかんかと思うたら胸がドキドキしているんですよ。

それともう一つね、これはちょっといいことばかり言うて、きっとデメリットみたいなんがあるはずなんですよ。その受け皿というのはどうなってんかなというのが私の正直な答えですので、一番最初に質問された方とちょっと重なりますけれども、大体そういうことです。だからわかりません、私、この説明には、全然。

(司会)

ありがとうございます。それでは、今度は真ん中のブロックの3列目の男性の方。

(市民)

三西の〇〇〇といいます。きょうはハウツーの話をお話で大部分だったんですが、それによって例えば問題点の人口減少、高齢化と例えば大阪の衰退、生産の減とか、産業の減とか、GDPが全然上がらないという問題との絡みでですね、例えば市長が説明された府市一体化の成長戦略とかあるいはグランドデザイン大阪とか総合戦略とか、あるいは災害対策とかこういうものをもっと進めたいと考えられると思うんですね。そうするとハウツーじゃなく、ハウツーがあるとしたら、それによって総合区、もう一つの話と2つの間でこの総合戦略を例えばどれぐらいその方法によって変わっていくんかということをもっと説明していただいて、そして先ほどから出ている住みやすいとか、防災に対して強くなるとか、そういうのが何がネックになって、そういうことがより大きくもっと東京に対して勝つじゃなく二極化を進めるために必要なかと、その辺のことをもっと具体的に今後の説明会があると思うんですが、そういう比較をぜひしていただいて、定量化をしていっていただきたいと思います。

私の感じでは、こういう戦略を進めるためのスタックというか、ブレーンがやっぱり大事だと思うんですね。そこの強化というか、そこのところをぜひもっと今からできることだと思うんですが、そういう企画関係、開発関係のブレーンの創造力というか、思索力というか、そういうものをもっと強化していただいて、そしてそのもとにハウツーがどっちがいいんかと、それによって今言った総合的な大阪の進め方に対してどっちのほうより、例えばどんな市町ができて進めやすくなるんかと、そういうところの説明をぜひこれからもっとしていただきたいというふうに思います。

(司会)

これからの進め方についてのご意見ありがとうございました。

(吉村大阪市長)

まず、今、府と市の同じ戦略を合同で立ててやっていっています。実はこれ、何でできているかという点ですね、結局、今、僕と松井知事が同じ方向を向いているからああいった戦略そのものが立てることができるんです。これがですね、今だから人的関係です。この人的関係が違う方向を向けば、そもそも府と市の合同の戦略自体が立てれないんです。立ててこなかったのが実は松井知事、橋下市長が生まれる前まで、これは合同でやるとい

うそういった戦略すらなかったんです。ですので、これからの大阪を考えてきたときに、その中身を充実させるのは、僕らも今考えられる中身の充実はどんどんやっていますし、いろんな専門家の意見も踏まえてやっているんですけども、そのやり方、進め方の中で市長と知事が別々の方向を向いたらこれは一切進まなかったというのが大きな課題だと思うんですよね。それを今後どう解決していくのかということが僕は一つの大阪の大きな課題だと思っています。ですので、これは特別区という制度を導入すればこれは一本化しますので、重なり合いますから一つになって進めやすくなると思っています。

それから総合区の場合は、これはもうお話し合いです。政治家なんだから話し合いで解決しろよと、そういう価値観もあるかもしれませんが。だからいずれにせよ、その課題がある中で今、松井知事と僕と今人的関係で進めていますけれども、これを将来に向かってどういうふうな仕組みでやれば進みやすくなるでしょうかという問題提起であり、そしてその一つの答えだと思っています。

知事から。

(松井大阪府知事)

今の関連なんですけれど、市長の説明のちょっと7番の資料を出してくれますかね、各成長戦略の。これなんです。これが今ご質問あった話だと思うんです。例えば大阪の成長戦略というのがですね、これ平成27年2月に改訂していますけれども、一番最初につくったのは平成24年に一元化しました、大阪府と大阪市で。この記述を全部見ていただいたらよくわかると思うんですけども、これは僕と橋下市長以前はなかったということなんです、このような戦略が。例えばこの災害対策、津波対策、これは大正の皆さん方、非常に興味があると思うんですけど、これは大阪府と大阪市と一体にならないと、例えば大和川の右と左で防潮堤の維持管理の主体が別々であれば、大阪市側だけがやったところで津波をとめることはできません、一体でやらないと。だから僕と橋下市長になって初めてこれをつくったわけです。今、事業をスタートしまして、ほぼ大阪のゼロメートル地帯については、防潮堤の基礎強化、地盤改良が終わります。3年間かかりました、3年間。

要は、これらの取り組んでいる戦略というのは、きょうお聞きになっている皆さんは大阪市民であり府民ですから、これをもともと一つでまとめて当たり前でしょうという話だと思うんです。ところが現実的には僕と橋下市長と同じ方向へ向く、2人の首長があらわれないと現実的にできなかつた、考え方が一緒ですから。橋下知事時代、平松市長とではできなかつたということが現実なんです。今、僕と吉村市長は同じ方向を向いていますから、これを継続してやっていっております。でもこれは人間関係による脆弱なものです、人間関係なんていうのは。こういうものは今後ばらばらにならないように制度として一元化しましょうよというのが我々の考え方です。

(司会)

それでは、引き続きご意見、ご質問のある方。じゃ、こちらの左のブロックの最前列の真ん中の男性。

(市民)

早速質問というかですね、まず、普通に暮らしていたら行政というのは、中、何をやっているかといったらよく見えないんですね。それで今回、総合区、特別区の説明ですけれども、まず今の行政区、政令市の中の行政区と総合区について比較してほしいんですけれども、住民が行政に要望したとしますね、それがどんな過程を通過して実現に向かっていくのかというところで、それについてまず行政区と総合区でどこが違うのか、それを説明してほしいんですけれども、特に総合区が行政区よりも地域の実情に応じたきめ細かに対応できるという点、これがなぜなのかというのがわかりやすいように意識して説明してほしいんです。お願いします。

(吉村大阪市長)

まずですね、仮に何か地域の課題というか、そういうことについて役所に例えば相談事で問い合わせに行ったとします。ただ、今、行政区の区役所というのは、これは基本的に窓口ですので、中でいろんなものを立案したり、企画したり、執行したりする体制というのは、実は区役所にはありません。ですので、まずそこから役所、区役所の本庁に行って、そして24区の合同になっている中之島の中で24区一律にやっている行政体の中で、その相談事項についてできるかできないかというような判断をして実行していくというのが今の仕組みです。これが仮に総合区になった場合、ただ総合区にどんな事務をさせるのかということにもよるんですけれども、それはさっき3パターンぐらいあったんですけれども、それで総合区で決めることについての相談だと仮にします。そういった相談があった場合、その総合区役所に相談を行けば、そこで執行できる体制があり、企画立案できる体制があるので、その総合区では実現することができる、できないというのがそこで判断されるということになります。ですので、片や全然違うところの総合区と皆さんの身近なところにある総合区でいうと、皆さんの身近なところにある総合区役所の中でいろんな企画立案をして執行できる体制がつくられていくということなんです。

もう少しわかりやすく言えば、今、中之島以外にもあるんですけれども、中之島にある職員体制がどかんとあります、どかんとある。24区役所にぼこぼこことある、それを総合区にすれば一定のひとまとめにします。ひとまとめにするに当たって、中之島にある職員をこっち側に移します。ここで企画立案、実行できるようなものにします。仮に5区であれば1、2、3、4、5とできます。ですので、この5のエリアの中に住んでいる人は、そこで総合区役所のできる事務の分については、ここで完結して終了して執行できることが基本的にはできるということになります。ただその場合も大阪市というのは残っていますので、大きな予算なんかは市長がやっていくということにはなるんですけれども、そういった意味で今の行政区とその権限を持たせた総合区というのでは、そもそも実行できる体制が全く違うということになると思います。

(司会)

少々お待ちください。それでは、引き続きご意見、ご質問のある方。では、右のブロックの、はい。

(市民)

やっと順番が回ってきました。三軒家東の私、〇〇〇と申します。

1つはね、先ほども出ましたように、都構想はもう否決されたんですよ、住民投票でね。橋下前市長も、これで1票でも負ければ二度と再びこれはやらないとちゃんと宣言したんですから、これは引き継いでほしいと思うんですよ。市長がかわってもね、これはずっと引き継がれると、投票したのは市民ですからね、このことをはっきり申し上げておきたいと。もう一回長々と前やったやつをもう一回説明しないでほしいということとね、私は形の問題ではないと思います。市政の形の問題じゃなしに今のままでも幾らでも改善するし、よくすることはできると。何か形変えたら泣く子も皆一人もおらんというような説明ですけども、そんなもんじゃないというふうに思います。もっと大都市が持っている、大阪の持っている問題点は、やはり解決するのは形の問題じゃないということをおし上げておきたいということと、もう一つは合区の問題ですよ。

ここが支所になるといっても合区してしまうんでしょう。これは大正区政、昭和7年に区政施行されて84年間になるんですよ。区役所を中心として文化があり、そしてその区の特徴があり、人のつながりができているわけですよ。交通もそうなっているわけです。これを一つにまとめてしまうということについては、合区するというについては、これは市民の区民の合意というんですか、これは非常に私は難しいと思います。

かつて大阪は、分区はたくさんしました。簡単にできるんですよ。しかし、合区は東と南区が合区して中央区になりましたですよ。大淀区と北区が合区して北区になりました。この合区をするときにどれだけでもめたことか。もうそれは10年以上長くもめて、そしてあげくの果て強引に決めるような形に結論なったんですけどもね、住民合意を十分やって、時間をかけて、そして合意のもとで進めるなら進めるということをおし上げていただきたいと。そんなん1年や2年とか、そんなん決めてほしいということをおし上げておきたいというふうに思います。

(司会)

ご意見ありがとうございます。

それでは、引き続きご意見、ご質問のある方。それでは、こちら左のブロックの2列目ですかね——の男性。

(市民)

大正区の〇〇〇、三東の〇〇〇と申します。

今回、総合区、説明会をちょっと寄せていただいたんですけど、この政令、この総合区というんが皆さんわかってないと思うんです。これは政令指定都市の法律的に地方自治法で変わったというんをちょっと説明、先に文言入れといてもらわな、なんか総合区と特別区という話で、何で総合区で5区、8区、11区、分けるいうんでなしに、政令指定都市で国の地方自治法が変わったという説明を中に入れていただいたほうが住民にとったらわかりやすいと思う。なんか急にぽんと今、先ほども言うた都構想の問題も蒸し返っているん違うかという。総合区に内容はたくさんあると思う。何で総合区という言葉が出たかというのをもうちょい説明書の中に入れていただいたらもっといいん違うんかなと思うんです。

そしてあと、二重行政の場合、前の市長と知事が同じ方向を向いとったと。そやけど、

二重行政で水道のほうがうまくいってなかったと思うんです。あれは本当に一つにまとめたらいいん違うかなと思うんやけど、結局市町村、大阪府のほうが市町村の長がいて、それが反発あったという話は聞いたことはあると思うんです。それで大阪市と府がうまくいかなかったという二重行政、本当は一つにまとめたらコストダウンになるん違うかなと思うたけど、周りの市町村が反対したと。それで今、何とか組合になっていると思うんです。そこら辺、今、市長と知事が同じ方向を向いているんでしたら、そこら辺もまた頑張っていたきたいと思うんです。やっぱり大阪市の市、政令指定都市というのが、あれは昭和31年から政令指定都市になったと思うんですけれども、そこら辺をもうちょい政令指定都市とは何かというのをもう一度考えていただきたいと思います。

以上です。

(司会)

ご意見ありがとうございます。

それでは、引き続き次の方、挙手をお願いいたします。それでは、こちら左のブロックの左端の、はい。

(市民)

ちょっと質問なんですけれども、まず、都構想のときに東京と同じような形にするということであったんですけれども、もともとその特別区にしたときに、要するに大阪は地方交付税をもらっていますよね。だからその辺が東京はもらってないんですよね、自力でかえって出しているぐらいなんですよね。その辺の違いがあつて都構想になったときは私も不安を感じていました。少ない財源の中でそういう一つの自治体みたいな形になっていくということで、急激なそういう問題で心配しておったんですけれども、今回、総合区ということで、総合区になれば今検討されているんですけれども、都構想、特別区は一旦これ決まると変われませんよね。元に戻せませんよね、これはね。総合区の場合は、例えば一遍にやるんじゃなくして試験的に、一つの総合区を一回つくってみて、それでやっていくという方法はできるんでしょうか。それでなくても一遍にやっていくほうがいいのか、その辺がちょっと私は疑問なのでお答え願いたいと思います。

(吉村大阪市長)

総合区の法のたてつけでいうと、先ほどもちょっとお話があったんですけれども、総合区というのは、地方自治法が改正されて政令指定都市において、先ほどあったような課題を解決するために一定の制度が必要だろうというので法律が改正されました。区長に権限をもっと持たせるべきだということで総合区という制度ができました。この総合区をどうするかということについては、例えば一部の区だけについて総合区というのはやろうと思えばできますし、一定の試験的にというのは、確かにご指摘のとおり、一部のところだけやるということも可能です。ただこの今、私が提案させてもらっているのは、今、総合区というのは当然大阪市は残したままの状態です。大阪市役所というのは残っています。この行政区というのを幾つか合区してですね、そこに事務の権限を強化させていこうということなんです。ですので、それはやっぱり幾つか事務を強化させるためには組織体制、執

行体制が要りますから、一定の固まりが僕は必要だとやはり思います。政令指定都市だけで見ても、さっき言ったとおり大阪市というのは面積が非常に小さい面ですよ、下から4番目の面積の範囲しかない。それでいながら行政区というのは24区あるんです。これはもう圧倒的な数なんですね、24区というのは。

例えば横浜で見ると、大阪市より面積というのは倍ぐらいあります、横浜のほうが。じゃ、行政区幾つあるのといったら18なんですよ。大阪市の行政区の特徴としたら物すごく小さくて、そして面積でいうともう少し小さいところに細かい、小さい政令市に小さい行政区がたくさんあるというような状況になっているので、そこは一定合区して事務執行権限を持たせたほうが、それはいろんな権限ができる体制が皆さんの近くになるだろうということで、今5つ、8つ、11というので提案させてもらっているということなんです。

これは当然大阪市というのが残りますのでね、不安に思われている方もたくさんいるとは思いますが、大阪市が、もう一つの特別区については、これは大阪市を廃止して特別区をつくるということだと思っていますので、総合区をするという意味であれば、僕は5か8か11かというのでその権限を行使させる、実行、市長が残りますから、そういった意味では一定の合区をするのを進めていくべきだろうなというふうに思っています。

(市民)

それは変更できるんですか。一遍やってみて何年かやってみて、変更は……

(吉村大阪市長)

それは変更はできますよ、もちろん。これは議会の議決事項なので、総合区の場合というのは住民投票はありません。ですので、議会の、どういう要件かというたら、こういう説明会というのは実は別に必要はないというふうにされています。ですので、住民代表の議会がうんと言え、それは総合区というのはすぐできると。これを変えるというのも議会の議決でできるということになります。そんな変えることを前提にはやらないですけどね。それは当然大阪市という政令市も残ったままの枠の話ですから、それはもう議会の議決で戻すこともできます。

(司会)

それでは、引き続き次の方。じゃ、そちらの最前列の緑色の服の方のほう。

(市民)

すみません、1点ということなんです、今の説明の中で、そういうふうに大きくしてしまうとね、一つの行政区を。細かいところに手が届かなくなるん違いますか。今、大正区長、本当に身近に、私も2回ほどお話しさせていただいていますけれども、全くの現場で、2回、1回か、お話しさせていただいていますけれども、そういう細かな動きができるのは小さいからではないんでしょうかと思います。

もう一点、先ほど知事のすみません、今、私、頭大分鈍っていますのでお名前出てこなくて申しわけないんですけれども、防災の関係で、いわゆる防潮堤の件は府市が協働しないといけないんだといえますけれども、これは名前は挙げませんが、大正区に関し

てみれば、木津川、尻無川、両方とも防潮堤、府の責任で改修工事をやってかさ上げをして扉の自動化やっただいております。だからやる気の問題、人の命と暮らしを守る、そしてなおかつ若い人を呼び込む施策の問題だと思います。

(松井大阪府知事)

それは全く違いまして、大正区だけのところで防潮堤と防潮堤の基礎強化、それから地盤改良をやったところで、それ以外のところから入ってきますから、津波は。そこだけ津波が来るんじゃないので、それ以外のところで大阪府、大阪市ばらばらのところがあるんです。だからできなかったと言っているんです。津波というのは大正区だけに来るんじゃないんですよ。大阪湾ベイエリア全体に来るんです。和歌山にも来るんです。大阪のエリアの中を津波から守るために最低限の土木工事をやろうと思えば大阪府と大阪市、両方要るといことです。

(吉村大阪市長)

あと、今の行政区のほうが小さくて、筋原区長みたいなのを見ていいんじゃないのということなんですけれども、今、総合区の制度設計をする中で議会ともいろいろ議論しています。その議会から出ている意見として、今の行政区を単位とした地域自治区というようなものを置いたらどうかというふうに意見が出ています。地域自治区というのは、要は今の大正区の範囲の中で、当然これは区役所があるわけですから、そこを支所というような形で今の窓口機能は置いた上で、支所長もちゃんと置いて、そこの大正区の枠については地域自治区という名称で一定区切りをする。そしてそれを3つか4つか合わせて例えば1つの行政区、総合区にするというようなことも今、市会では議論していますので、今のよさを維持しながら、さらに区長に権限を持ってもらうということを制度設計を考えたいと思っています。

(司会)

それでは、次の方。じゃ、真ん中のブロックの帽子をかぶった女性の方。

(市民)

いろいろと特別区、それから総合区とご説明くださいましたけれども、私の頭の中は全然さっぱりわかりません。ただ特別区は大阪市が廃止されると、総合区は廃止しないが、いずれも大正区がどうなるのか、私は小学校上がる前に大正区に来まして、ずっと大正区で住んでおります。84年の歴史があるということでございます。この大正区をなくしてほしくありません。この2つの選択肢以外に、どなたかも言われましたが、今の現在のままで住民自治の拡充できないものなんでしょうか。2つの選択しかないのかどうか、ないというのはおかしいんじゃないんでしょうか。そういうことで大正区というのが名前がなくなるというのは嫌でございます。

(吉村大阪市長)

大正区自身の、例えばこの総合区にしても、特別区にしてもそうなんですけれども、想

像してもらったらわかると思うんですが、大正区のこの地域がなくなるということはあり得ないですからね、ないんです。だってこれは構成員一緒じゃないですか。例えば地域で今ちょうど餅つきのシーズンだと思うんですけども、地域で餅つきされたりとかいろんなことをされていますけれども、それがなくなるということはまずないです。だって地域の人と一緒にわけですから。例えば名称ということでいうと、それは当然行政区、総合区にするときの名称でこれは決めていくことになりますけれども、大正区を残すべきだということであれば、その大正という名前が残ったような名称づけというのは、それは当然特別区でも総合区でもできるということになりますので、なくなるというのが、何がなくなるのかということをもう少しちょっとお考えいただいて、何か大正区というのが爆発してなくなるというものではないというふうに思っていたらいいのかなと思っています。

(司会)

マイクを渡しますのでお待ちください。

(市民)

名称がなくなるということに嫌でございます。

(吉村大阪市長)

これは今、特別区の案はないんですけども、当時の特別区の案でも地域の名称は残そうということで進めていっていますので、名前をなくしてほしくないというご意見はやっぱりありますから、これは今後の制度設計の参考にさせていただきたいなと思っています。

(司会)

それでは、こちら左のブロックの後ろから2列目ですか、今、手を挙げていた、その。

(市民)

小林東の〇〇〇と申します。

総合区、特別区で、例えば今現在ある交通局というのはどんなふうになるのかなと思います。大正区はやはりバスのまちなんですけれど、今現在、大正駅をおりてバスに乗るときに鶴町方面に行くときに物すごい並ぶんですね。毎年毎年バスの便数が減って、それで路線も縮小されたりこの間してきているんですけども、先ほど吉村市長さん、大阪、一番、観光客が日本一多いとおっしゃっていましたが、なんかそういう光景を見るのはとても私なんかでも恥ずかしいんですよ。よその人にそういうのを、来てもらった人にこれだけ長くだっと並んでいるのを見せるというのは恥ずかしいですし、やっぱりまず制度という前にそういう身近なサービスをもうちょっと充実してほしいなと思うんですけども、交通局はどんなふうな扱いになるのかなと思ひまして今お聞きしました。

(吉村大阪市長)

現在、交通局については民営化の議論を進めていますが、現時点では市営交通です。で

すので、大阪市が経営しているというのが今の市営交通。ですので、総合区にこれなったとしても大阪市というのは残りますから市営交通、交通形態についてはそのままです。特別区になった場合というのは大阪市を廃止、特別区を再編しますので、これは今案がないのでこうなるということとは言えないですけれども、前の案でいくと、この市営交通についてはやはり大阪全域で見ていく必要があるだろうということで、今度は大阪、都とみなされる大阪府に移管しようと、そういう案だったと思います。

ちょっと局から補完します。

(手向副首都推進局長)

すみません、前の特別区の住民投票の際も、事務の分担としては、大阪市交通局のうち、地下鉄事業、バス事業ともに民営化が方針になっていたんですが、移管時点で地下鉄が民営化されていなければ、地下鉄については一旦新たな広域自治体に移すと、その後に民営化というような方針のもとに進められておりましたけれども、バスについては民営化が前提となっておりましたので、事務、民営化した後については、事務の所管はありませんので、その時点では整理されていなかったと。今後新たな特別区案をつくるときには、当然その問題も含めてどこが所管するかというのを決めていくことになると思っております。

(松井大阪府知事)

ちょっと今の意見につけ加えさせていただきますけれども、民営化というのは、大阪府が取り上げるとかそういう話じゃないですよ。民営化というのは、その株式で価値が出ますから、当時、現在はありませんけれども、前回の住民投票の都構想の中では、民営化で生まれた財源は大阪市民の皆さんの各区に全てその財源が移るということになっています。だから大体6,400億と言うたかな、当時は。地下鉄の、いやいや資産、株価の価値。大体6,000億から7,000億ぐらいの価値を民営化するわけですから、民間の会社はその株式を買ってくれますから、そのお金を各特別区に渡して各特別区で新たに、例えば地域の移動手段としてLRTをつくりたいというような話とか、また少し鉄道を引きたいとか、そういうことがあれば地域で決めていただくということに、前回の大阪都構想の住民投票の折にはそういう形で説明をさせていただいておりました。

(司会)

申しわけありませんが、時間のほうがそろそろ押してまいりましたので、あとお一人で最後にさせていただきたいと思います。じゃ、最後にどうぞ。

(市民)

私は視力障がい者であります。

中央集権、東京ばかりに集まったために大阪は疲弊してきたじゃないかというのが一つ、だから地方自治を中央から大阪にも移すべきだと。そのためには大阪の副都心としてつくるべきだと、そして副都心にするためには大阪市と大阪府が分かれておってはしようがないから一つにしようというようなお話であると思います。

私は、大阪から見て東京ばかりに集中すること、その以前に大阪は疲弊しているじゃな

いかということになるとすると、地方自治体の立場で考えると、例えば今の府庁とか北とか、大正区から見て北とか府庁のある谷町四丁目とかは中央になって、大正区は地方になって、一番ノウゲイ率の悪い大正区は地方二重行政の下に置かれていると思います。

例えば総合区にして大阪市が残ると、特別区にしたら大阪市はなくなるけれども、大阪府が残ると。行政に関係する力関係によってそれぞれの地域に分配される税金とかいろいろなもの、例えば施設の問題ですね。社会を維持し、制度上そうならなければいけないんでしょうけれども、特に大正区には人が集まらないような、人が集まるような公的施設をつくらないでやって、大正区は貧乏の地域だというような位置づけになっているような気がするので、皆さんが大阪都構想をしてそういうような差別のない、例えば各自自治体においても大正区と北区、梅田との差の違いがあるようなこういう体制ができるとすれば、合区、大阪都構想賛成でありますけれども、力関係でどうしてもこういうような貧しい地域と貧しくない地域とができるとすれば、私はやっぱり先ほど〇〇〇さんがお話ししておられましたように、このまま歴史を通して大正区として残しているほうが市民感情、区民感情としての親しみがあって、私たちだけじゃなくて、今後、この地域で生きる、生まれて育ってきて生きる人たちのためにもこの区を残していくほうがいいんじゃないかと、こう思うのですが、皆さんは果たしてですね、こういう大阪地域におきまして、大正区と北区というような極端な所得差、格差があるような行政になってほしくないと思いますので、この解消ができなかったら無理に合区すること、大阪都構想なんか、僕は不必要だと思います。

それから、〇〇〇さんもおっしゃっておったように、一旦拒否されたのに首長がかわれば考え方を改めてまた提案して、またやり直すと、それができるとすれば、また次の首長がかわっても、また、俺はあれは嫌いだからまたやり直そうと、こういう提案がいつまでも続くとしたら、これこそ行政の無駄でありますから、この件に対しては反対であります。

以上。

(司会)

はい、ご意見ありがとうございました。

(手向副首都推進局長)

申しわけございません。先ほどお答えさせていただいた部分で、ちょっと協定書の中身、間違っていた部分がありますので、再度説明させていただきます。

バス事業につきましても、協定書の中には地下鉄と同様に民営化、特別区設置の日までに民営化されなかった場合の取り扱いについてというのが前協定書では記載されておりました。その記載事項として、民営化されなければ一旦大阪府のほうに持っていくという、財産については大阪府のほうに引き継ぐと。その後に大阪府が承継するというふうに書かれておりました。その後に民営化に取り組むことが前提になっていたということでございます。ただいずれにしましても、この内容というのは前の協定書の内容でございますので、今回新たに作成することになりましたら、それは改めて検討するということになります。

すみません、間違っていて申しわけございませんでした。

(市民)

もう一点間違っているところがあります。

(司会)

マイクを。

(市民)

今、間違い訂正していただいた、それはそのとおりでいいと思うんです。もう一点、知事がおっしゃった中で、防災のところでゼロメートル地帯のほとんどがこの3年間で解消されると、こういうお話をされたと思うんですけども、これは恐らく知事が頭にあったんは、佃地区のことかなと思って聞いたんですけども、そうですね。あそこのね。実際、ゼロメートル地帯はあそこだけじゃなくて、あそこは本当に10分間で浸水してほとんどの人が死んでしまうというところやから、早いことあれ、3年間特別に国から予算もろうてやったわけですよ。そやけども、ほかのところは全然進んでいけませんので、だから知事の認識がそういう点では違っているんで、ここのところははっきりしといてもらわないと、大きな間違いになると思います。

(松井大阪府知事)

先生、それは大阪府域の全体の南海トラフ対策、一番危険なところ、佃エリア、それから此花、西淀川、あのエリアは3年で来年4月で終わりです。大阪全体の計画は10年計画でつくっておきまして、あと7年で大阪府域全体の南海トラフの防潮堤の対策は10年間でやるということの計画をつくっております。

(市民)

それなら、そういう言い方をしてもらわないと、ゼロメートル、大正区なんかほとんど半分ぐらいがゼロメートル地帯なんです。そういうところも含めてというふうに受け取ってしまいますからね、知事の言い方。僕らはその中身がわかっているから、ああこれは佃のことを言うてはるんやなとわかるんですけども、だからそういう間違っただけのことを知事が言うてみんな間違っただけの認識しますから、これはちょっと……

(松井大阪府知事)

間違っただけとは言っておりません。

(市民)

間違っているじゃないですか。

(松井大阪府知事)

10年たって、この計画は大阪市も一緒にやっているんですから……

(市民)

いや、ご存じじゃないですか……

(司会)

申しわけございませんが、ちょっと討論の場ではございませんので。

(市民)

あのね、今おっしゃっていますけれども、今、知事がここでおっしゃったのは、そういう言い方しませんでした。それで10年間でもう一つ、そこはそれでいいとして、10年間でやる計画ありますけれども、これは実際に一個も進んでいません。もうちょっと最後まで聞いて。前の橋下知事が予算つかへんかったら大阪市独自につけるとおっしゃいましたけれども、結局は先に出しといて後から返してくれんねんやったらやるけれども、返してくれへんねやったらつけへんでいうて結局進んでないんですよ。だからもう3年分ぐらい、10年のうちのんがとまっているわけですよ。だからその辺やっぱりそういう実態があって、僕らはそういう中で困っているわけですから、今おっしゃったような知事のような言い方をされると、みんないかにも今、市と府が話をしてちゃんとできているようにとられてしまうので、実際に違うんやからということでございます。

(松井大阪府知事)

先生、ちゃんと認めてもらわなければならないのは、これは僕と橋下市長になって初めて動き出したのは事実じゃないですか。それまでもう10年、15年前ぐらいから言われている話じゃないですか、佃地区も含めて。でもその間全く動かなかったということをまず認めてもらわないと、僕と橋下市長になって初めて動いて、10カ年計画をつくって、それは1年、2年の工期のおくれがあるかもしれません。でも動かして、最後、大阪全体の南海トラフ対策、これで今動いてきている、実施しているのは事実なのでね、これを最初の僕と橋下市長になる前は全く動かなかったのが、橋下市長と僕になって動き出したと。その中で一部エリアについて、まだスピード感が遅いと、こういう話なのでね。先生の言われる話であったら、そう言いながら全く途中でとまったままのような今お話になってしまいますので、これは予算の都合上、半年、1年おくれがあるかもしれないけれども、そのおくれを取り戻せるようにこれをしっかり進めていきます。吉村市長と。

(司会)

すみません、それでは、意見募集・説明会終了に当たりまして、お願いとお知らせを申し上げます。本意見募集・説明会は他の会場の説明会もインターネット中継、録画配信を行っております。もう一度説明を聞きたい、他の会場のご意見を聞きたいという方はご利用ください。

なお、お配りした意見用紙は会場出口付近で回収いたしますが、後日区役所窓口等でもお預かりいたしますので、ぜひご意見や感想を記入していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日はこれもちまして意見募集・説明会を終了いたします。どうもありがとうございました。